## ( 外交防衛委員会 )

エ ネ ル ギー 効 率及び 関 係 す る 環 境 上 の 側 面 に 関 するエネ ル ギー 憲 章 に 関 す る 議 定 書 の 締 結 に

L١ て 承 認 を 求 め る の 件  $\overline{\phantom{a}}$ 閣 条 第 一三号)(衆 議 院 送付 要

旨

こ の 議 定 書 ば、 エ ネ ル ギ Τ 効 率 の 向 上 が エネ j ギー を 有 効 に 利 用 することに 資 する の み な らず、 地 球 温 暖

化、 酸 性 雨 等 の 環 境 問 題 ^ の 対 策 غ ال て 重 要 で あ ると の 認 識 の 高 まり を背景として、一 九 九四 年 (平 成 六 年

十二月に IJ ス ボ ン で 開 催 さ れ た 玉 際 会 議 に お い て、、、 エ ネ ル ギー 憲 章 に 関 す る 条 約 の 採 択 と同 時 に 採 択 さ

その主な内容は次のとおりである。

れ

た

も

の

で

九

九

八

年

平

成

+

年)

四

月

効

力

発

生

 $\overline{\ }$ 

前文、

本文二十二箇

条、

末

文

及び

附

属

書

か

5

成

ı)

こ の 議 定 書 は 重 要 な エネルギ ĺ 源とし てエネ ル ギー 効 率 を 高 め、 望 ま U < な しし 環 境 上 の 影 響 を 軽 減 す

る た め の 政 策 上 の 原 則 を 定める。 さらに、 エネルギー 効 率 に 関 する 計 画 の 作成 に つ しし て の 指 針 を 定 め、 協

力 の 分 野を示し、 及 び 協 力的 かつ 協 調 的 に 活 動 を 行うため の 枠 組 み を 定 つめる。

締 約 国 ば、 エ ネ ル ギー 効 率 ات ا 関 はする政策及び法令を作成し及び実施するに当たり、 相互に協力し、 適当

な場合には相互に援助する。

 $\equiv$ 締 約 玉 ば 市 場 機 構 の 効 果的 な 運 営及び エネ jレ ズギー 効 率 i 関する ) 障 害 の 削 減等を促進 する た め の 政 策 及

び法令上の枠組みを確立する。

四 締 約 国 は、 エ ネ ル ギ I 効 率 の 向 上 を図 リカび その結果としてエネ j ギー サ 1 ク Ĵ٧ の 環 境 上 の 影 響 を 軽

減 す る た め、 自 玉 の 古 有 の エ ネ ル ギ Τ 事 情 لح の 関 係 に お ١J て 適 切 な 戦 略 及 び 政 策 目 標 を 作 成 す

た な 取 組 方法 及 び 方 式 の 実 施 を 奨 励 す る。

五

締

約

玉

は、

エ

ネ

ル

ギ

ĺ

効

率

及

び

エ

ネ

ル

ギ

Ι

に

関

係

す

る

環

境

保

護

に

関

す

る

投

資

に

資

金

を

供

与す

る

た

め

の

新

六 締 約 玉 は、 自 玉 の 状 況 に 最 も 適 し たエ ネ ル ギー 効 率 に 関 する 計 画 を 作 成 Ų 実 施 し 及び 定 期 的 に 更 新 す

る。

七、 エ ネ ル ギー 憲 章 に 関 す る条約 の 規 定に 基 づ しり て 設立 5 れ る事 務 局 ば こ の 議 定 書 に 基づく 憲 章 会 議 の 任

務 の 遂 行 に ... 要 な すべ て の 援 助 を与え、 また、 議 定 書 の 実 施 を支援するため に 随 時 必 要とされ る 他 の 役 務

を提供する。

\ この 議定書 ば この 議 定書が 効力を生じた後この 議 定書を受諾する等の国等につい ては、 当 該 国等によ

る受諾書等の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。